

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称
ひたち「海」と「山」の交流ネットワーク計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称
茨城県，日立市，常陸太田市

3. 地域再生計画の区域
日立市及び常陸太田市の全域

4. 地域再生計画の目標

日立市及び常陸太田市は、茨城県の北東部に位置し、臨海部に国内有数の工業地域を持つ一方、変化に富んだ海岸線と豊かな緑や渓谷を有する山々に囲まれている。また、久慈川水系の豊富な水源を利用した田園地域、阿武隈山地の南端部となる久慈山地・多賀山地や住宅地が隣接した里山地域など、豊かでゆとりある自然環境も有している。

この地域における幹線道路としては、南北の軸となる国道6号、国道349号、国道245号及び県北東部地区広域農道、東西に走る国道293号や日立常陸太田線をはじめとする県道があり、それらが有機的に結びつき地域の幹線道路網を形成している。

しかしながら、県内最大の面積を持つ常陸太田市に点在する主要集落や水田地帯、巨峰や梨などの果樹園及び地域の特産品である「常陸秋そば」などを栽培する畑作地域、寒流と暖流がぶつかる本地域沖合の海で獲れる種類豊富な魚介類を水揚げする久慈漁港・川尻漁港などの日立市の海岸地域など、それぞれの地域と幹線道路を結ぶ生活道路などは未整備なものが多く、県道などの広域幹線道路網を補完する市民生活に密着した市町村道の整備が急務となっている。また、多くの山地部を有することから、農林業も盛んな土地柄であり、特に常陸太田市北部に広がる森林地域のスギ・ヒノキなどの「八溝材」としてのブランド化、素材生産、製材品加工など、自然を活かした産業の振興を図るためには、林道の整備も重要な課題となっている。

海と山に囲まれたこの地域においては、平安時代から続く金砂大祭礼（72年ごとに旧水府村の東金砂神社、旧金砂郷町の西金砂神社から3日をおいて出発した神輿を中心とする二つの供奉大行列が日立市水木浜の海岸まで往復約75kmを七日かけて往復する）をはじめとして、海と山との交流の図られてきた地域である。現在でも、日立市沿岸の河原子海岸などの海水浴場や市民の魚市場となっている「日立おさかなセンター」、ウミウの飛来地小貝浜を臨む国民宿舎「鵜の岬」と常陸太田市の里山地域に広がる里美牧場「プラトーさとみ」や「西金砂そばの郷」などは、両市の市民が相互に利用し、海と山の交流が地域住民にとって欠かせないものになっている。

また、この地域では、市町村合併により、旧日立市・旧十王町が合併し新「日立市（平成16年11月1日合併）」に、旧常陸太田市・旧金砂郷町・旧水府村・旧里美村が合併し新「常陸太田市（平成16年12月1日合併）」となったことから、新市が一体となり旧市町村相互の連携及び交流を深めるための道路整備についても必要となっている。

以上のことより、地域の活性化及び農林業の振興のため、既存の県道、市町村道、農林道の幹線道路網を活用し、地域内の各主要地区の連携する新たな道路ネットワークの形成を図ることとする。さらに、地域内に点在する「海」と「山」の自然・歴史・観光施設などの整備やPR等を積極的に行うことにより、整備された道路ネットワークを活用した「海」と「山」をはじめとする地域住民相互の交流を促進し、地域の再生を図る。

(目標1) 自然・文化・観光・居住等の主要拠点間の移動円滑化

(十王駅から伊師浜海岸(十王町文化観光拠点地区)までの移動時間短縮

11分 9分)

(常陸太田市役所から十国峠(桜の名所)までの移動時間短縮

14分 12分)

(常陸太田市役所から千寿集落(旧金砂郷町主要集落)までの移動時間短縮

16分 13分)

(常陸太田市西河内地区から常陸太田市町屋町を通る

国道349号ハハスまでの移動時間短縮 7分 2分)

(目標2) 森林へのアクセス向上による農林業の振興

(事業区域(西染地区)から茨城県森林組合連合会大宮共販所までの

木材搬出時間短縮 35分 30分)

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

日立市北部地域において「市道 友部・伊師浜線」(昭和62年3月認定)を整備することにより JR 十王駅より海岸部の国道6号に至るルートを形成し、「ウミウの里づくり」と連携した海辺の魅力ある文化観光拠点づくりを行っている十王町文化観光拠点地区へのアクセスを向上させる。

日立市南部地域においては「市道19号線」(平成16年7月認定)を整備することにより、国道6号や常磐道及び山側の常陸太田地区から「日立おさかなセンター」など日立市臨海部へのアクセスの向上を図り、地域の交流を促進する。

常陸太田市南部地域においては旧金砂郷町と常陸太田市を結ぶ「市道0118号線」(昭和62年3月認定)、「市道0120号線」(昭和62年3月認定)及び「市道(金)1-4号線」(昭和62年3月認定)の整備、北部地域では旧水府村と常陸太田市を結ぶ「市道0101号線(大門工区)」(昭和62年3月市道認定)さらには、市道と広域農道をアクセスする「市道0101号線(西河内工区)」(昭和62年3月認定)の整備を行うことにより、常陸太田市内主要集落や観光施設である里美牧場「プラトーさとみ」や「西金砂そばの郷」及び日立地区への連絡を強化し地域振興や産業の活性化、市民生活の利便性向上及び地域の交流を促進する。

また、常陸太田市北部地域の林道「堰場飯淵線」(昭和16年4月八溝多賀地域森林計画策定)の舗装工事を行うことにより森林へのアクセスを容易にし、森林の管理、林業経営の効率化を図る。

5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用する事業

[施設の種類（事業区域）、事業主体]

- ・市道（日立市,常陸太田市） 日立市, 常陸太田市
- ・林道（常陸太田市） 常陸太田市

[事業期間]

- ・市道（平成17～21年度）, 林道（平成20～21年度）

[整備量及び事業費]

- ・市道 9.7km, 林道 3.1km
- ・総事業費 32億 4千6.2百万円
市道 31億 9千4 百万円（うち交付金 15億 9千7 百万円）、
林道 5千2.2 百万円（うち交付金 1千7.4百万円）

5 - 3 その他の事業

5 - 3 - 1 地域再生基本方針に基づく支援措置による取り組み 該当なし

5 - 3 - 2 地域再生基本方針に基づく支援措置によらない取り組み

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「海」と「山」をはじめとする地域住民相互の交流を促進し、地域の再生を図るため、以下の自然・歴史・観光施設などの整備やPR等を総合的・一体的に行うものとする。

（1）十王町文化観光拠点地区整備事業（日立市，平成16年度～20年度）

全国唯一の鵜飼用海鵜の供給地として、海鵜捕獲場を再築し、全国的な文化資産である鵜飼に不可欠な海鵜の捕獲を継続可能にすると共に、海鵜の捕獲ばかりでなく海鵜観察場所としての意味合いも含めて捕獲場を整備することで、国民宿舎「鵜の岬」や市営温泉「鵜来来の湯十王」、海鵜の観覧飼育施設「鵜のパラダイス」など既存施設と連携し「海鵜の里づくり」を進める。

（2）里美牧場風力発電施設建設事業（常陸太田市，平成16年度～18年度）

緑深い山々に囲まれ、自然に育まれた環境づくりを目指している里美地区の里美牧場「プラトーさとみ」敷地内において、環境にやさしい地域づくりのシンボルとして風力発電所を建設し、自然エネルギー展示室とともに自然環境・自然エネルギーなどの学習の場を提供する。

6 . 計画期間

平成17年度～21年度

7 . 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4 に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に必要な調査を行い、状況を把握・公表し、達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行うこととする。

8 . 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし